

議案第 7 1 号

調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

派遣の対象となる職員の範囲を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

(調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年調布市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「体育」を「スポーツ」に改め、同条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

(職員の派遣に関する特例)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する第2条第2項第1号の規定の適用については、令和14年3月31日までの間、同号中「非常勤職員」とあるのは、「非常勤職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年調布市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員

を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対する第2条第2項第1号の規定の適用については、令和14年3月31日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。